

公立大学法人沖縄県立芸術大学における反社会的勢力への対応方針

令和4年3月7日

公立大学法人沖縄県立芸術大学業務方法書第13条第2項の規定に基づき、公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「本法人」という。）は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人）との関係遮断を明確にするため、以下のとおり、反社会的勢力への対応方針を定める。

- 1 本法人は、反社会的勢力との取引関係を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- 2 本法人は、反社会的勢力からの不当要求には組織全体として対応し、学生、教職員及び役員の安全を確保する。
- 3 本法人は、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や学生、教職員及び役員の不祥事を理由とするものであっても、事案を隠ぺいするための裏取引や資金提供は行わない。
- 4 本法人は、反社会的勢力からの不当要求に対しては、民事及び刑事の両面から法的対応を行う。
- 5 本法人は、反社会的勢力からの不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。